平成３０年（フ）第５９号
愛知県高浜市稗田町６丁目２番地31
債務者　神谷　　宏
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　櫻井　敬子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月26日午後３時15分
5　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第４７号
宮崎市大字芳士810番地２　芳士コーポ102号
債務者　江藤　亜矢
1　決定年月日時　平成30年３月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田所　伸吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１８６号
福島県田村市都路町古道字阿園平157番地、前住所東京都目黒区目黒本町１丁目９番１号ファミールセイスイ203
債務者　福井　千聖
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第４１３号
岐阜県各務原市蘇原菊園町２丁目21番地（第３コーポつかさ102号）
債務者　早川　世紀
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第２号
島根県浜田市松原町105番地
債務者　金子　　薫
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成３０年（フ）第４３号
千葉県松戸市小金302番地の13　サニーヒル北小金209号
債務者　高橋　静香
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第６７号
千葉県野田市野田1240番地の24　グリーンハイツ中野台101
債務者　松岡みゆき
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第７４号
千葉県流山市名都借230番地の５　セジュール名都借102
債務者　星野　智春
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第８４号
千葉県柏市根戸316番地１　パープルコート・アゼリア101号
債務者　岡崎栄こと　金　　栄
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第８７号
千葉県柏市松ケ崎313番地１　スプリングウィンド201号
債務者　**廣**瀬　公将
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第８８号
千葉県松戸市八ケ崎１丁目11番地の８　イアムス新松戸105号
債務者　安田　亜未
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第９５号
千葉県柏市増尾台１丁目１番28号　パークハイツ202号
債務者　關口　一美（旧姓小野寺）
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第９６号
千葉県松戸市栄町西１丁目852番地　堀内マンション201号
債務者　巻木　哲郎
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１１０号
千葉県柏市十余二175番地42　養護老人ホームひかり隣保館
債務者　下島　道夫
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１６号
山口県宇部市鍋倉町５番21－２号、住民票上の住所山口県宇部市北条１丁目７番19―203号
債務者　野村　昌恵
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成３０年（フ）第１８号
山口県宇部市則貞５丁目12番20―103号　エレガンスヒルズA
債務者　宇津　雅雄
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
山口地方裁判所宇部支部